

厚生労働省「第4回今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」 ターゲットを明確化・細分化した普及啓発の必要性で意見一致

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」は、2004年に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」の後期重点施策群として取り組むべき具体的方策について検討しているが、6月19日に開催された第4回会合では、精神疾患に関する普及啓発をテーマに議論した。



検討会で事務局が提示した論点案では、普及啓発を行うにあたって、ターゲットの明確化や効果的な手法等がポイントになると強調。長野敏宏委員（特定非営利活動法人ハートinハートなんぐん市場理事）も「普及啓発のターゲットは、一般の医療関係者と精神医療関係者で分けるなど、よりきめ細かくする必要がある」と指摘した。

精神疾患に関する理解の深化(普及啓発)についての論点(案)

これまで行ってきた普及啓発の取組やその効果についてどう評価するか。
効果的な普及啓発の実施が、本人や周囲の正しい理解や行動を促し早期対応につながれるという側面と精神障害者の地域生活への移行を円滑にするという側面を有することや、「こころのバリアフリー宣言」の普及状況を踏まえ、今後の普及啓発のあり方についてどのように考えるか。

ターゲットを明確にした普及啓発について

- ・疾患(統合失調症、うつ病 等)
- ・年代(学齢期 等)
- ・対象者(本人、家族、地域住民 等)

効果的な普及啓発の手法について

- 普及啓発の効果を適切に評価するための指標について
- 普及啓発を行う主体とその役割について

また、同日の検討会で行った精神障害者や地域移行の実践者からのヒアリングでは、「生活の場と就業の場があれば退院促進は可能」「退院促進委員会など医療機関側に入院・退院を促進するシステムが必要」などの意見が上がった。